

平成 25 年度指定管理者監査(高齢者在宅サービスセンター) 結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 25 年 7 月 17 日(水)	【指定管理者】 社会福祉法人 奉優会 (仲町高齢者在宅サービスセンター) 【所管課】 健康生きがい部おとしより保健福祉センター
平成 25 年 7 月 18 日(木)	【指定管理者】 生活協同組合・東京高齢協 (富士見高齢者在宅サービスセンター) 【所管課】 健康生きがい部おとしより保健福祉センター

2 実施場所 監査委員室及び各施設

3 監査の範囲

(1) 指定管理者

平成 24 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 所管課

平成24年度仲町高齢者在宅サービスセンター、富士見高齢者在宅サービスセンター
の指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

施設管理業務の実施状況

施設の利用状況

事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

関係帳簿の整備・記帳は適正か。

証拠書類の整備・保存は適正か。

【所 管 課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 25 年度指定管理者監査（継続更新分）結果報告書

1 実施年月日 平成 25 年 10 月 23 日(水)

2 監査対象	所 管 課	対 象 施 設
	健康生きがい部 生きがい推進課	徳丸ふれあい館
	福祉部 障がい者福祉課	小茂根福祉園、前野福祉園、小豆沢福祉園
	教育委員会事務局 生涯学習課	教育科学館

3 実施場所 監査委員室

4 監査の範囲 平成 24 年度各指定管理施設の指定管理者に関する財務事務

5 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

平成 25 年度指定管理者監査(エコポリスセンター)結果報告書

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
平成 25 年 11 月 25 日(月)	【指定管理者】 「環境立区いたばし」応援プロジェクト 【所管課】 資源環境部環境課

2 実施場所

監査委員室及び施設

3 監査の範囲

(1) 指定管理者

平成 24 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行
(施設及び備品の管理状況を含む)

(2) 所管課

平成 24 年度エコポリスセンターの指定管理者に関する財務事務
(施設及び備品の管理状況を含む)

4 監査の着眼点

【指定管理者】

(1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

施設管理業務の実施状況

施設の利用状況

事故防止、安全確保への配慮

(2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。

(3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。

(4) 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。

関係帳簿の整備・記帳は適正か。

証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

(1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。

(2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。

(3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。

(4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

5 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、一部指導を行った。指導事項は次のとおり。

6 指導事項

協定書に基づいた適正な履行確認を行うべきもの

板橋区立エコポリスセンターの指定管理者は、東京都板橋区立エコポリスセンターの管理運営に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という。）第11条に規定する事業計画書により、管理運営に要する経費を区に提出し承認を得た上で管理業務を行うこととなっている。

また、基本協定書第17条及び東京都板橋区立エコポリスセンターの管理運営に関する年度協定書（以下、「年度協定書」という。）第7条に規定する事業報告書により、区が履行の確認を行うこととなっている。

今回監査を実施したところ、以下の問題点があった。

事業計画書の人員配置基準では、15人を配置することとしているが、事業計画書の収支計画及び事業報告書の収支報告書における人件費は、13人分のみとしている。残り2人分の人件費に関しては、施設維持管理費に関する項目に含まれていることが判明した。

また、事業報告書の収支報告書における13名分の人件費について退職給与引当金等が明確になっておらず、収支状況について適切に把握し、履行の確認が行われているとは言い難い。

環境課は、指定管理者に対して、収支状況が適切に行われているか明確に把握できるように、経理状況に関する報告内容について必要な指導を行い、基本協定書及び年度協定書に基づいた適正な履行確認を行うように努められたい。

（環境課）